

教職第1459-2号
令和5年3月24日

各市町村教育委員会教育長 }
各市町村立学校長 } 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

通勤手当に係る年度末及び年度当初の事務処理について（通知）

日頃から給与等の適正な支給について格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
学校職員の通勤手当について、交通用具使用者に係る使用距離1キロメートル当たりの加算額（以下「自動車等加算額」という。）に関し、下記のとおり事務処理願います。
なお、市町村教育委員会におかれましては市町村立学校への転送は不要です。

記

1 自動車等加算額の改定に伴う通勤届の処理について

令和5年度の自動車等加算額は、次のとおり改定されます。

	改 定 前		改 定 後
自動車等加算額	630円	→	<u>710円</u>

令和5年4月1日以降に通勤手当を認定する際には、今回の自動車等加算額の改定について留意し、通勤届の処理をしてください。

また、現在、手当の認定を受けている交通用具使用者のうち、認定距離が3キロメートル以上の職員については、今回の規定改正に伴う処理をしてください。（別紙参照）

なお、交通用具と普通交通機関等の併用で1か月あたりの運賃相当額が55,000円を超える職員は、交通用具に係る手当についても、支給単位期間の最初の月にまとめ払いを受けます。今回の自動車等加算額の改定の際に次に該当する職員には、3月末日において払い戻しにより得られる額を一旦返納させ、改定後の加算額により算定した手当額を、改めて4月にまとめ払いする必要があります。

- 1 今回の自動車等加算額改定前において1か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えていた職員で、現在の支給単位期間が4月以降に終了することとされている場合（ただし、加算額改定前の手当額が上限である75,000円であった者について、加算額改定後の手当額も上限である75,000円となる場合を除く。）
- 2 今回の自動車等加算額の改定により1か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えることとなる職員で、現在の支給単位期間が4月以降に終了することとされている場合

2 令和5年度当初人事異動等に係る通勤手当事務の留意点について

人事異動を伴う職員のうち、交通機関等利用者で旧所属で支給単位期間が終了していない職員については、原則として旧所属で返納処理を行います。新所属において支給単位期間を引き継ぐ場合[※]があるため、新・旧両所属でそれぞれの認定状況を確認してください。

※ 異動後も全ての、あるいは一部の交通機関利用区間について変更がなく、新所属においても、引き続き同じ交通機関利用区間で同様の通勤手当認定を受ける場合。

(確認事項の内容)

旧所属	<u>新所属での通勤方法・経路等を確認した上で、返納が必要であるかを判断すること。</u> 異動後も全ての、もしくは一部の交通機関に変更がないため、新所属において、支給単位期間が引き継がれる場合がある。
新所属	<u>旧所属で終了していない支給単位期間がないか、確認した上で認定すること。</u> 異動後も全ての、もしくは一部の交通機関に変更がないため、旧所属での支給単位期間を引き継ぐことになる場合がある。

新旧の各所属において、適宜、情報提供を行い、必要に応じ、新旧所属の通勤届の写しを添付すること。（教職員給与事務の手引PⅡ-2-25 参照）

注1 支給単位期間の途中で異動する場合の通勤手当の事務処理については、令和5年3月24日付け教職第1484-1号「年度をまたぐ通勤手当の事務処理について（通知）」を参照すること。

注2 総務事務システムが稼働している県の教育局（課所館）、県立学校及び他部局と市町村立学校の間の人事異動に伴う事務処理については、令和5年3月24日付け教職第1457号「人事異動に伴う給与関係の事務処理について（通知）」を参照すること。

3 その他

- ・鉄道運賃等の改定に伴う、事務処理については令和5年3月24日付け教職第1463号「通勤手当に係る鉄道運賃等の改定に伴う事務処理について（通知）」を参照すること。
- ・オフピーク定期券の取扱いについては、別途連絡いたします。

給与制度・退職手当担当

給与管理担当

※お問い合わせは、原則質問票により県費事務担当にお願いします。

E-Mail a6660-09@pref.saitama.lg.jp

F A X 048-825-0013

別紙

自動車等加算額が改定された場合の通勤届の処理について

額改定の場合

通勤届（裏面）の下欄を使用し、改定後の自動車等加算額により認定すること。

なお、平成19年3月9日付け教職第1334号「学校職員の通勤手当の運用について」の一部改正について（通知）による改正前の通勤届を使用し、運賃等改定、支給単位期間変更等及び返納に係る確認及び決定欄が不足している場合は、新たな通勤届の裏面により改定処理を行い、現在の通勤届に添付することで差し支えありません。

（例）

確認及び決定欄		令和4年 4月 1日 受理								
普通交通機関利用者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出基礎	運賃等相当額	1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等認定の始期	支給月（毎月支給は前略）	備考
		普通交通機関等の名称	利用区間							
	1	JR線	熊谷～浦和	6か月定期券	110,880円	110,880円 (6箇月)	18,480円	令和4年 4月	4・10	
	2					() 円	円	円		
	3					() 円	円	円		
	4					() 円	円	円		
自動車等の額（自動車等の使用距離 8.2km）（加算額 630円）					5,780円					
普通交通機関等と自動車等の合計額 円					1箇月当たりの運賃等相当額の合計額 24,260円					
1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるとき					{55,000+()×()= () (差額2分の1相当額)					

自動車等加算額が改定された場合は、右側の欄を使用します。（加算額及び改定後の自動車等の額を記入）

運賃等改定、支給単位期間変更等及び返納に係る確認及び決定欄						自動車等		
☐ 運賃等改定 ☐ 規定改正 ☐ 支給単位期間変更						令和5年 4月適用 加算額 710円 55,000円を超えるとき 円		
普通交通機関等						署名		
定期券等の別	運賃等相当額	1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等の認定の始期	支給月	取扱者確認欄	署名	署名	署名
1	円		から		今後、普通交通機関の運賃の改定、支給単位期間の変更のための認定及び払戻しなどが生じた場合は左側の欄を使用します。	併用者で、交通機関の1か月当たりの運賃等相当額と改定後の自動車等の額の合計額が55,000円を超える場合のみ記入します。	年 月適用 加算額 円	55,000円を超えるとき 円
2								
3								
4	() 円	円	から					
自動車等 () km 円						年 月適用 加算額 円 55,000円を超えるとき 円		
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額 円								
1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるとき						年 月適用 加算額 円 55,000円を超えるとき 円		
新幹線鉄道等								
順路	定期券等の別	特別料金等2分の1相当額	1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額	新幹線鉄道等の認定の始期	支給月	取扱者確認欄		
1	() 円	円	年 月から		年 月適用 加算額 円 55,000円を超えるとき 円			
2	() 円	円	年 月から					
1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超えるとき						年 月適用 加算額 円 55,000円を超えるとき 円		

新規認定の場合

通勤届（裏面）の上欄を使用し、改定後の自動車等加算額により認定すること。